

高齢者が安心して暮らし続けられる奈良県を目指して

～介護や認知症に関する相談窓口のご案内～

地域包括支援センター

介護や健康、医療などさまざまな面から、地域で暮らす高齢者のみなさんを支えるための拠点で、各市町村に設置されています。

介護のこと等でお困りごとがありましたら、お住まいの市町村役場もしくは地域包括支援センターまでご相談ください。

<地域包括支援センター一覧>

<http://www.pref.nara.jp/secure/153447/2019houkatsuiichiran.pdf>

(公益社団法人)認知症の人と家族の会 奈良県支部

家族の会の電話相談では、認知症の方やご家族などからの認知症に関する相談に介護経験者が応じます。まずは、「家族の会電話相談」までご相談ください。

電話： **0742-41-1026**

日時：火・金曜日 10時～15時、土曜日 12時～15時(祝日休み)

奈良県若年性認知症サポートセンター

若くして認知症を発症されたご本人やそのご家族が直面する悩みや不安に、市町村や医療・介護、福祉、労働等の関係者と連携し、ご相談をお受けします。

電話： **0742-81-3857**

日時：月・水・木・金曜日、毎月第2土曜日 9時～17時(祝日休み)

各種情報提供

お役に立つ情報を奈良県介護保険課ホームページ等に掲載しています。

<奈良県介護保険課>

<http://www.pref.nara.jp/11982.htm>

<奈良県介護事業所・生活関連情報検索>

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/29/index.php>

奈良県福祉医療部 医療・介護保険局

介護保険課 0742-27-8524

地域包括ケア推進室 0742-27-8540



7月は「差別をなくす強調月間」です

7月の「差別をなくす強調月間」は昭和44年7月10日に「同和対策事業特別措置法(特措法)」が公布、施行されたことを記念し、基本的人権が尊重される差別のない、自由で平等な社会の実現をめざして制定されました。

昭和47年7月に、「差別をなくす週間」として始まり、昭和57年からは「差別をなくす強調月間」として人権尊重意識の普及やさまざまな人権問題の解決に取り組んでいます。

期間中、県では人権啓発ポスター・標語優秀作品展、人権に関する新聞広告などを利用した啓発活動を行っています。また、県内市町村では、人権に関する講演会や映画上映、街頭啓発などの啓発行事が予定されています。皆さんも、積極的に参加いただき、人権について自分のこととして考えるきっかけにしてください。

(期間中の行事については奈良県人権施策課のホームページをご覧ください。)



「差別をなくす強調月間」啓発ポスター

『レッテルをはるのも「わたし」、
はがすのも「わたし」』

人それぞれ、言語や身体、国籍、考え方等の様々な違いをもっています。

しかし、私たちは相手のことをよく知らないまま決めつける(=「レッテル」を貼る)ことがあり、相手を傷つけたり、追いやってしまうことがあります。

まずは自分が貼った「レッテル」を見直し、剥がすことで、自分や自分の周りの人の人権が尊重され、一人ひとりが大切な存在として生きることができる社会になりますように。

「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」

「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が平成31年3月22日に公布・施行されました。

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に制定されました。

すべての人に優しい社会になるよう、改めて自分の中に差別意識がないか、見つめ直しましょう。

奈良県人権施策課相談窓口 0742-27-8726

月曜日から金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

さまざまな問題や悩みについて、相談員がお話を聞き、相談者が主体的に解決するための助言を行います。お気軽にご相談ください。

